

令和7年度

第12回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和8年3月26日

石巻市農業委員会

第12回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和8年3月26日 午前11時00分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農地移動最適化あっせん事業によるあっせんの成立について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

[追加]

日程第 7 議案第 5号 石巻市農業委員会事務局職員の任免について

閉 会

出席委員（18名）

1番	松川一	生	委員	2番	今野真	理	委員
3番	前野利	春	委員	4番	齋藤忠	直	委員
5番	後藤嘉	伸	委員	6番	近藤	茂	委員
7番	石川雅	洋	委員	8番	細川	淑子	委員
9番	高橋生	一	委員	10番	佐々木	洋	委員
11番	伏見さ	と子	委員	12番	岡田	正男	委員
14番	佐々木	文彦	委員	15番	高橋	善宏	委員
16番	高橋	由佳	委員	17番	遠藤	章一	委員
18番	武山	勝	委員	19番	高橋	千代恵	委員

欠席委員（1名）

13番 高瀬 禎 司 委員

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信	悦	委員	21番	木村和	広	委員
22番	保原政	美	委員	23番	渥美浩	晃	委員
25番	佐々木	繁	委員	26番	首藤勝	博	委員
27番	山口修	一	委員	28番	佐藤和	隆	委員
29番	佐々木	勝行	委員	30番	安部秀	逸	委員
31番	渡邊孝	彦	委員	32番	伊藤	功	委員
33番	中村和	徳	委員	34番	山田茂	樹	委員
35番	遠藤雅	宏	委員	36番	西條健	一	委員
37番	榊田有	司	委員	38番	西條	勲	委員
39番	阿部正	展	委員				

欠席委員（1名）

24番 武山 礼 二 委員

説明のため出席した者

事務局職員出席

阿部 洋 事務局 長

三浦 武宏 事務局 次長

首藤 真利 事務局 長補佐
兼 農地係 長

鈴木 祥太郎 主 幹

佐藤 友人 主 査
及川 正彦 主任 主 事
茂木 祐子 主 事

本田 亨 主任 主 事
山本 万里 主任 主 事

○阿部洋事務局長 ただいまから令和7年度第12回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたり、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 — 挨拶 —

○阿部洋事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願いいたします。

午前 11 時 03 分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は19名であります。高瀬禎司農業委員、武山礼二推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号5番後藤嘉伸委員、6番近藤茂委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの成立についてから、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの成立について、ご報告いたします。議案書は1ページから4ページです。今月のあっせん成立件数は4件でございます。

はじめに、番号1、議案書は1ページになります。対象農地の所在は、 地区で、現況地目は、田、農地面積は、3,033平方メートル、売買価格は、 円で、10アール当たりの価格は、約 円でございます。

次に、番号2、議案書は2ページになります。対象農地の所在は、[]地区で、現況地目は、田、農地面積の合計は、1,757平方メートル、売買価格は、[]円で、10アール当たりの価格は、約[]円でございます。

次に、番号3、議案書は3ページになります。対象農地の所在は、[]地区で、現況地目は、田、農地面積は、317平方メートル、売買価格は、[]円で、10アール当たりの価格にしますと、約[]円でございます。

次に、番号4、議案書は4ページになります。対象農地の所在は、[]地区で、現況地目は、田、農地面積の合計は、3,149平方メートル、売買価格は、[]円で、10アール当たりの価格は、約[]円でございます。

続きまして、報告第2号、使用貸借の解約による通知について、ご報告いたします。議案書は5ページです。今月の受理件数は1件で、解約の理由は、貸人の都合によるものでございます。

続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は6ページから13ページです。今月の受理件数は19件で、解約の理由は、貸人の都合によるものが4件、借人の都合によるものが7件、売買によるものが2件、耕作者の変更によるものが4件、転用によるものが2件でございます。

続きまして、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は14ページです。今月の受理件数は1件で、転用目的は、工場敷地とするものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。議案書は15ページから84ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○本田亨主任主事 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明いたします。議案書は、一括方式による貸借の権利設定が15ページから82ページ、権利の移転が83ページから84ページになります。また、参考として、農用地利用集積等促進計画案一覧表を添付しておりますので、ご参照願います。今月の案件は、賃貸借の設定が129件、田497筆、1,441,329平方メートル、畑14筆、8,737.84平方メートル、使用貸借の設定が2件、田2筆、2,150平方メートル、権利の移転が、4件、田14筆、34,584平方メートルとなっております。賃貸借における10アールあたりの賃借料は、3,500円から18,000円となっております。貸借の権利を取得する者及び権利の移転を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事している農業者となっております。

す。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会佐々木洋委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農家相談委員長 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご報告いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から意見を求められた件について、去る3月13日開催の農家相談委員会において、農用地利用集積等促進計画案を審査したところ、貸借の権利を取得する者及び権利の移転を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているものと認められます。つきましては、本件賃借権等の権利設定131件、権利の移転4件の計画案に同意し、承認相当との意見を付すべきと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。はじめに、一括方式、賃借権等の設定131件を審議いたします。議案書は、15ページから82ページになります。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、番号52番を議題といたします。議案書は、42ページになります。ここで、議長を武山会長職務代理者と代わります。

○議長（武山勝会長職務代理者） ここから暫時の間、議長を務めさせていただきます。議席番号■番、■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（武山勝会長職務代理者） 本案、番号52番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。本案については、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案については、原案のとおり承認することに決しました。議席番号■番、■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（武山勝会長職務代理者） 議席番号■番、■■■■委員に申し上げます。本案、番号52番については、原案のとおり計画に同意することに決しましたので、ご報告いたします。

以上を持ちまして、議長職を高橋会長にお返しします。

○議長（高橋千代恵会長） 議事を進めます。議席番号■番、■委員は退席願います。

（■番 ■委員 退場）

○議長（高橋千代恵会長） 本案、番号60番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。本案については、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案については、原案のとおり承認することに決しました。議席番号■番、■委員は入場願います。

（■番 ■委員 入場）

○議長（高橋千代恵会長） 議席番号■番、■委員に申し上げます。本案、番号60番については、原案のとおり計画に同意することに決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋千代恵会長） 引き続きまして、議席番号■番、■委員は退席願います。

（■番 ■委員 退場）

○議長（高橋千代恵会長） 本案、番号93番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。本案については、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案については、原案のとおり承認することに決しました。議席番号■番、■委員は入場願います。

（■番 ■委員 入場）

○議長（高橋千代恵会長） 議席番号■番、■委員に申し上げます。本案、番号93番については、原案のとおり計画に同意することに決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋千代恵会長） では次に、一括方式の賃借権等の設定のうち、これまでに、決しました番号52番、60番、93番を除いた、128件について、審議いたします。議案書は、引き続き15ページから82ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案にかかる意見について原案のとおり計画に同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案128件にかかる農用地利用集積等促進計画案のうち、一括方式の賃借権等の設定にかかる意見について、原案のとおり、計画に同意することに決しました。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、権利移転4件を審議いたします。議案書は、83ページから84ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案4件にかかる農用地利用集積等促進計画案のうち権利の移転にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

それでは、本案、一括方式131件及び権利の移転4件については、承認相当の意見を付して、宮城県農地中間管理機構に進達することにいたします。

◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号、非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。議案書は85ページから86ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、ご説明いたします。番号1、議案書の85ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は平成18年に相続したものの労働力不足のため耕作できず原野化していた土地です。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号2、議案書の85ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は平成18年に相続した時点で雑種地として利用していた土地です。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号3、議案書の85ページから86ページ及び別添地図資料の2ページをご覧ください。当該地は、当該地は平成6年10月21日に農地法第5条の規定により農地転用の許可を受け、転用目的のとおり転用が行われた土地です。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号4、議案書の86ページ及び別添地図資料の3ページをご覧ください。当該地は平成10年に道路改良事業用地として取得し、宅地として利用していた土地です。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号5、議案書の86ページ及び別添地図資料の4ページをご覧ください。当該地は平成20年から資材置場として利用していた土地です。非農地となって20年以上が経過した土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会後藤嘉伸委員長から報告をお願いします。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。3月16日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、書類審査等を行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲性に

合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案について、証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案5件について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案書は、87ページから106ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○佐藤友人主査 今月の申請件数は、42件で内訳は、売買による所有権移転は16件で、田19筆、畑6筆の合計25筆、合計面積は22,594平方メートルです。

次に、贈与による所有権移転は4件で、田16筆、畑4筆の合計20筆、合計面積は37,825平方メートルです。

次に、賃借権の設定は19件で、田69筆、畑4筆の合計73筆、合計面積は150,393平方メートルです。設定期間は5年から10年となっております。

最後に、使用貸借権の設定は3件で、田7筆、畑4筆の合計11筆、合計面積は19,076平方メートルです。設定期間は10年から50年となっております。

なお、今回から、案件の関係もございまして、1号議案の農地利用集積等促進計画案と同様の内容で、説明をさせていただきました。今回、期間が短かったことから一覧表の方を添付しておりませんが、来月以降も一覧表を添付の上、この形で説明させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会佐々木洋委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。本案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案42件について許可することに決しました。

◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、107ページから109ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは説明いたします。はじめに番号1、議案書の107ページ及び別添地図資料の5ページをご覧ください。駐車場及び緑地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号2、議案書の107ページ、地図資料の6ページをご覧ください。住宅敷地とするための転用です。農地区分は、申請地から500m以内に2以上の公共施設があり、隣接道路に上下水道が埋設されているため、第3種農地に該当します。

次に番号3、議案書の107ページ、地図資料の7ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、申請地から500m以内に2以上の公共施設があり、隣接道路に上下水道が埋設されているため、第3種農地に該当します。

次に番号4、議案書の108ページ、地図資料の7ページをご覧ください。駐車場とするための一時転用です。農地区分は、申請地から500m以内に2以上の公共施設があり、隣接道路に上下水道が埋設されているため、第3種農地に該当します。

次に番号5、議案書の108ページ、地図資料の8ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号6、議案書の108ページ、地図資料の9ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号7、議案書の109ページ、地図資料の10ページをご覧ください。住宅敷地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から、審査結果について、報告願います。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案7件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号、石巻市農業委員会事務局の任免についてを議題といたします。事務局から議案の内容について、説明願います。

○三浦武宏事務局次長 ただいま上程されました、議案第5号、石巻市農業委員会事務局職員の任免についてご説明いたします。本日お配りした別冊1、追加議案書の1ページをご覧ください。本案は、石巻市長より、令和8年3月31日付け及び4月1日付けの石巻市農業委員会事務局職員の任免について協議があったことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により承認を求めるものでございます。任免の内容についてご説明いたします。4月1日付け転出者についてですが、次長の私、三浦武宏が河南総合支所地域振興課主幹として、主幹の鈴木祥太郎が図書館主幹として、主任主事の及川正彦が河南総合支所市民福祉課主任主事として、それぞれ転出いたします。次に、転入者でございますが、後任の事務局次長に、桃生総合支所地域振興課長の高橋達典、主幹に河北総合支所市民福祉課長の日野一典が、転入いたします。また、主査の佐藤友人が主幹として、新規の任期付職員として主事の横山真奈美が新たに配置されます。

以上でございます。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明のあった本案は、人事案件でございますので、質疑等を省略し、採決したいと存じます。本案について、原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案については、原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今、定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。これもちまして、令和7年度第12回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午前11時36分 閉会